

# 飯田市防災行政無線デジタル化整備工事 ～概要～

## 更新に向けた方針

現状より屋外で聞こえやすく！大雨災害リスクが高い地域の屋内にも情報を伝える！

### 現状

#### ◆市民・議会からの声

- ・聞こえない！
- ・何を言っているかわからない！
- ・雑音がうるさい！
- ・雨の音で聞こえない！

◆昭和55年から整備開始  
38年経過し老朽化が顕著

#### 設備

- 操作卓 3台
- 可搬操作卓 1台
- 中継局 2局
- 屋外拡声子局 282局
- 戸別受信機 1,000台  
※戸別受信機は上村・南信濃地区のみ

## 災害に負けない設備とより確実な情報伝達!!



### 明瞭性の向上と反響の解消！

- 高性能スピーカーを導入  
すべてのスピーカーを入替え  
音達範囲拡大により子局を削減

### 伝達手段を充実へ！屋内へも！

- 戸別受信機・緊急告知ラジオ無償貸与  
・土砂災害特別警戒区域居住者  
・天竜川L1（100年に一度）浸水想定区域の住宅  
※浸水想定区域は緊急告知ラジオのみ
- 防災行政無線アプリを導入  
スマートフォンでも聴取可能へ

### 要配慮者へも情報を！

- 外国語テレフォンサービス導入（4か国）
- 聴覚障がい者向け文字表示型戸別受信機を無償貸与

### 整備概要

- 操作卓 1台（本庁）
- 非常用卓 1台（りんご庁舎）
- 非常用親局装置 2局  
上村、南信濃
- 遠隔制御卓 3台  
上村、南信濃、消防本部
- 中継局 2局  
市役所⇄上村炭焼山⇄南信濃森山
- 再送信子局 6局  
屋外拡声子局を兼ねる
- 屋外拡声子局 219局
- 戸別受信機  
標準 1,600台  
（うち外部アンテナ付1,100台）  
文字表示型 50台
- 緊急告知ラジオ 650台

総事業費 915百万円

（税抜）

[実施設計額に対して約64%]

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
事業内容	操作卓 1台 遠隔制御卓 1台（消防） 屋外拡声子局 1局（飯田） 戸別受信機 標準 653台（飯田） 文字表示型 50台 緊急告知ラジオ 650台（飯田）	再送信子局 4局（飯田） 屋外拡声子局 84局（飯田）	非常用卓 1台（りんご庁舎） 中継局 2局（遠山） 再送信子局 2局（遠山） 屋外拡声子局 73局（飯田・遠山）	非常用親局装置 2局（遠山） 遠隔制御卓 2台（遠山） 屋外拡声子局 61局（飯田・遠山） 戸別受信機 標準 947台（遠山）	戸別受信機据付 外部アンテナ設置 屋外拡声子局撤去  スプリアス基準適合期限 平成34年11月末

# 飯田市防災行政無線デジタル化整備工事 ～概要・その2～

## □ 業者選定の経過

月 日	項 目	内 容
4月26日 5月28日	業者選定審査委員会	プロポーザル方式に関する実施要綱、仕様書、審査基準、審査員（含む外部審査員）について審議・承認
7月18日	プロポーザル審査	❖提案書提出者3者 ○第1次審査、第2次審査、審査委員会
7月26日 8月20日	業者選定審査委員会	○株式会社富士通ゼネラルを優先交渉権者とすることを決定
9月 ～10月	事業内容の検討 ・交渉	○優先交渉権者と事業費、事業内容について検討及び交渉
11月6日	決裁・仮契約締結	

## □ 提案選定のポイント

### ★POINT 1

「最悪の事態」が発生しても情報発信が可能（耐災害性の向上）

### ★POINT 2

「聞こえない、聞き取りにくい」の解消（音達の改善）

### ★POINT 3

「総事業費」を必要最小限に抑える

## □ 事業内容・用語説明

項 目	説 明	項 目	説 明
操作卓（親局）	無線機、アンテナ、操作卓、制御装置、直流電源装置（72時間対応）等で構成。本庁舎・りんご庁舎（予備機）に設置。一般電話回線からの操作も可能。	屋外拡声子局	スピーカー、制御部、アンプ、電源（72時間対応）等で構成。スピーカーから音声で情報を伝達。
非常用親局	無線機・アンテナ等を備えた簡易な親局設備。有線回線が途絶した際に使用。上村・南信濃自治振興センターから中継局を経由して情報配信が可能。	戸別受信機	建物内へ防災行政無線の内容を伝える機械。電波の弱い場所には外部アンテナを設置。
中継局	本庁舎から遠山地域へ無線回線を新たに構築。上村炭焼山から南信濃森山へ中継し、同地域内の子局・戸別受信機に向けて電波を発射。	緊急告知ラジオ	コミュニティFMの電波を利用し緊急信号で自動的に電源が入るラジオ。他局のラジオも聴取可能。
遠隔制御装置	ネットワークを利用して、操作卓以外から操作ができる装置。本庁舎、りんご庁舎のほかに上村・南信濃自治振興センター、飯田広域消防本部に設置。	高性能スピーカー（スリムスピーカー）	従来よりも音達距離が向上。直下もうるさくない。降雨時でも明瞭に聞こえる。音が反響しない特性。
再送信子局	本庁舎及び中継局からの電波を受信し、更に遠方へ電波を発射する所。屋外拡声子局の機能も兼ねる。直流電源装置（72時間対応）、耐雷対策を実施。	高性能スピーカー（中型ホーンアレイ）	スリムスピーカーよりも音が周り込む特性、音達もより遠くまで可能。
		4ヶ国語対応 テレホンサービス	多言語翻訳した内容をフリーダイヤルで聞く事ができる。ネットワークを利用して回線数を大幅に拡張。

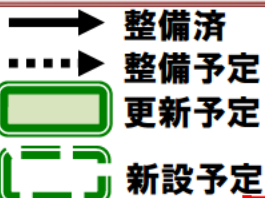




さらに!

# 防災情報媒体への自動配信システムの構築

## ☆今後の整備計画



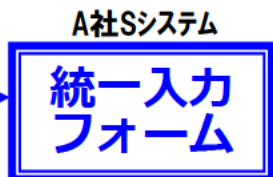
※いいだ安全安心メールとエリアメールとの自動連携は平成23年9月21日から運用開始

※ au・ソフトバンク「緊急速報メール」は24年10月から自動連携

※Twitterは25年5月、Facebookは25年12月から自動連携

### ① 手入力情報 (青線)

道路通行止情報、火災発生、鎮火など



インターネット

NTTdocomo エリアメール  
au・ソフトバンク 緊急速報メール

Twitter・Facebook

いいだ安全安心メール

市公式Webサイト

いいだFM防災アプリ

CATV  
データ放送

地域情報  
アプリ

防災行政無線  
アプリ

赤線は、  
自動起動・連携

緑線は、  
音声自動起動・連携  
(テキストデータ自動読上げ含む)

### ② 自動入力 (赤線)

土砂災害警戒情報、  
即時音声合成情報など

J-ALERT

自動起動機

### ③ テキスト手入力 (緑線)

避難勧告・指示など

防災行政無線  
(同報系)

防災行政無線フリーダイヤル

飯田エフエム放送

戸別受信機

いいだ安心ほっとライン・テレビプッシュ

飯田広域消防  
消防同報遠隔制御装置

### ④ 音声自動入力 (緑線)

火災発生、鎮火





## ●●市防災行政無線デジタル化整備工事・公募型プロポーザルの実施について

●●市では、現行のアナログ防災行政無線をデジタル化し再整備するため、公募型プロポーザルを下記のとおり実施します。

本プロポーザルに関心のある方は、ご応募くださるようお願いいたします。

### 1 参加申し込み手続き

本公募型プロポーザルに参加をしようとする方は、「●●市防災行政無線デジタル化整備工事公募型企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、期日までに参加表明書等を提出してください。

(1) 提出期限 ●●年●月●●日 (●) 午後●時 厳守

(2) 提出資料

- ア 参加表明書 (様式1)
- イ 参加資格確認書(様式2)
- ウ 会社概要書 (様式3)
- エ 導入実績書 (様式4)

(ア) 会社として過去●●年以内 (20●●年度～20●●年度)に市町村デジタル同報系防災行政無線システムを施工した工事実績を5件まで記載 (県名を含む) すること。

(イ) 上記実績を証明する契約書の写しを添付すること。

(ウ) 上記実績において整備した情報端末、戸別受信機、高性能スピーカー等のカタログ等仕様内容のわかるものの写しを添付すること。

オ 経営事項審査通知書の写し

カ 建設業許可書の写し

キ 電波法による点検事業者登録証の写し

ク 配置予定の現場代理人、主任 (監理) 技術者(工事)の職歴証及び資格者証の写し。

(3) 提出方法 持参すること [平日の午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)]

(4) 提出先 ●●市危機管理課防災係

### 2 提案書の提出について

(1) 提出期限 ●●年●月●●日 (●) 午後●時 (必着)

(2) 提出方法 持参すること [平日の午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)]

(3) 提出先 ●●市危機管理課防災係

(4) 提出資料 別紙実施要領をご確認ください。

### 3 問い合わせ

●●市危機管理課 防災係

〒●●●●-●●●● ●●県●●市●●●●町●●●●番地

電話：●●●●-●●-●●●● 内線●●●●

ファクシミリ：●●●●-●●-●●●● 電子メール：●●●●@city. ●●. ●●. jp

# ●●市防災行政無線デジタル化整備工事

## 公募型企画提案実施要領

●●年●月 ●●市危機管理課

### 1 整備目的

本市は、●●年に同報系防災行政無線の整備を開始して以降、●●町、●●村との合併を経て現在に至っている。現在、防災行政無線システムは、旧●●市、旧●●村、旧●●村の3つに分かれており、現在はそれぞれが独立して制御することができるほか、旧●●市の操作卓と旧●●村・旧●●村の操作卓を自営回線及びVPN回線で結び制御・運用を行っている。

本事業は、既設の一部の無線設備が40年近く経過して老朽化してきたこと及びスプリアス規格に適合させる必要が生じたことから既設アナログ防災行政無線設備に代わるデジタル防災行政無線を再整備するとともに、時代に対応した各種情報伝達媒体との連携についても構築することを目的とする。

本事業実施にあたっては、「2 整備方針」に基づき各システム基地局等の置局計画、システムの構成・機器仕様などを含めた本工事实施に関する技術提案書の提出を求め、最も優れた成果が期待できる者を選定するプロポーザル方式を採用する。

### 2 整備方針

現行のアナログ防災行政無線をデジタル化して再整備するにあたり、本市として耐災害性の一層の向上、情報伝達手段の多様化・高度化を図ることとし、確実かつ迅速に防災情報を住民等に伝えることを基本とする。

#### (1) デジタル同報系防災行政無線システムの概要

ア 市役所基地局及び中継局からの周波数は、60MHz帯16QAM方式とする。

イ 通信対象は、●●地域については屋外拡声子局を主とし、戸別受信機（一部）及び無線型受信機（一部）を補完媒体として位置づける。●●地域については、屋外拡声子局及び戸別受信機（全戸）を整備するものとする。

ウ ●●地域と●●地域間に新たに無線中継回線を構築し耐災害性を高めることとする。また、必要か所に中継局又は再送信子局を整備し市内の居住エリア全域をカバーすること。

エ 既存の情報伝達媒体との連携を踏まえ、維持経費を考慮したうえで多重化・高度化を図ること。

#### (2) 整備方法

ア 既設設備（パンザマスト等）については原則更新とし、30年程度の耐久性を確保すること。

イ システム整備後に、不要となる既設アナログ同報系防災行政無線システムを撤去すること。

ウ 防災行政無線と連携している Jアラート受信機及び広域消防同報装置とは更新後も連携を継続させるものとする。また、コミュニティ FMとの自動連携（設備については整備済）についても操作卓の更新に合わせて運用を開始できるようにすること。

### 3 事業内容

#### (1) 事業名

●●市防災行政無線デジタル化整備工事

#### (2) 事業期間

契約締結の翌日から 20●●年 3 月 31 日まで

### 4 プロポーザル参加資格

プロポーザルは次の全ての要件を満たす者が参加できるものとする。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) ●●市の●●年度建設工事の入札参加資格を有すること。
- (3) 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営審査事項結果の電気通信工事の総合評点が 1,000 点以上であること。
- (4) 主任（監理）技術者を専任で配置できること（工場での無線設備・機器の製作を除く）。なお、当該配置する技術者は、本参加資格確認書の提出のあった日において、当該者と 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (5) ●●市から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 24 条の 2 第 1 項による点検事業者(登録点検事業者の資格を有するもの)の登録を受けていること。
- (7) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (9) 過去 15 年間（20●●年度～20●●年度）において、市町村デジタル同報系防災行政無線システムを元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）として完成・引渡しをした施工実績（財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されたものに限る。）を有し、かつ●●総合通信局管内での実績を有すること。
- (10) ●●市暴力団排除条例（平成●●年●●市条例第●●号）を遵守し、市の契約等から排除する措置の対象となる者に該当しないこと。

### 5 参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続きの期間中（業者選定までの期間）に前項「4 プロポーザル参加資格」に示される項目のいずれかを喪失したとき。

### 6 全体スケジュール

公告から選定までのスケジュールは下記のとおりとする。

公告・資料配布(実施要領等)	平成 30 年 5 月 8 日 (火) ～ 5 月 17 日 (木)
参加表明書受付	平成 30 年 5 月 9 日 (水) ～ 5 月 17 日 (木)
質問受付	平成 30 年 5 月 9 日 (水) ～ 5 月 29 日 (火)
参加資格結果通知	平成 30 年 5 月 25 日 (金) 発送
質問回答	平成 30 年 6 月 4 日 (月) 発送 (予定)
提案書提出期限	平成 30 年 6 月 29 日 (金)
プレゼンテーション	平成 30 年 7 月 18 日 (水)
選定結果通知	平成 30 年 7 月下旬 発送 (予定)

## 7 プロポーザル関係書類の配布

### (1) 配布方法

ア ●●市危機管理課

イ 本実施要領及び参加表明書等は、下記 Web サイトからダウンロードできる。

●●市 Web サイト アドレス <https://www.city.●●.lg.jp>

参加表明者に限り、現行システムの関係図書(抜粋)、既存機器の状況等、平成 29 年度に本市が行った実施設計図書の抜粋等を提供する。(参加表明書を持参時に窓口で提供する)。

### (2) 資料等配布期間

平成 30 年 5 月 9 日 (水) ～ 5 月 17 日 (木)

## 8 参加表明書の提出について

本工事のプロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書 (様式 1)

イ 参加資格確認書(様式 2)

ウ 会社概要書 (様式 3)

エ 導入実績書 (様式 4)

(ア) 会社として過去 15 年以内(2003 年度～2017 年度)に市町村デジタル同報系防災行政無線システムを施工した工事実績を 5 件まで記載(県名を含む)すること。

(イ) 上記実績を証明する契約書の写しを添付すること。

(ウ) 上記実績において整備した情報端末、戸別受信機、高性能スピーカー等のカタログ等仕様内容のわかるものの写しを添付すること。

オ 経営事項審査通知書の写し

カ 建設業許可書の写し

キ 電波法による点検事業者登録証の写し

ク 配置予定の現場代理人、主任(監理)技術者(工事)の職歴証及び資格者証の写し。なお、両技術者は兼任を認めない。

### (2) 提出期限

平成 30 年 5 月 17 日 (木) 午後 3 時 (必着)



(3) 提出方法等

●●市危機管理課に持参すること。

窓口の受付時間：平日の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

(4) 参加資格審査結果通知

5月17日（木）までに参加表明書を提出したすべての者に対し、参加資格審査結果通知を送付する。（平成30年5月25日（金）発送予定）

9 質問書の受付及び回答について

前項により参加表明書を提出したものは、本事業の方針や要求する仕様等に関し、次の要領で質問することができる。

(1) 提出期間

平成30年5月9日（水）～5月29日（火）午後3時（必着）

(2) 提出方法

ア 電子メールのみ（原則2回以内、質問事項をまとめて送付すること）

イ 電子メール送付後、到着を●●市危機管理課に確認すること。

ウ 件名を「【質問：○○○○】●●市防災行政無線デジタル化整備工事」（※○○○○は会社名）とし、質問書（様式5）ワードを添付ファイルとして送信すること。なお、質問対象の引用文（文書名及び頁番号）及び質問内容を具体的に記載のこと。

エ 電子メールの宛先アドレス：●●●●@city. ●●. ●●. jp

(3) 質問に対する回答

平成30年6月4日（月）（予定）に参加資格者すべてに対し、電子メールで回答する。

10 提案書の提出について

(1) 作成上の留意点

ア 提案書は、A4横長・横書き両面印刷、長辺・上綴じで製本し提出すること。

イ 提案書は、合計30ページ以内にて簡潔に記載すること（表紙、目次、見積書、システム構成図、音達エリア想定図はページ数に含まない）。

ウ 提案書には、別添「公募型企画提案仕様書」の「2 提案を求める事項」が全て含まれるよう目次を挿入し、対比させておくこと。

エ 1枚2ページとカウントとし、文字の大きさは原則として10ポイント以上とする。

オ システム構成図及び音達エリア想定図は提案書とは別綴じのA3とし、わかりやすいものとする。（10枚程度）

(2) 提出部数

正本 1部、副本 10部

(3) 提出方法等

●●市危機管理課に持参すること。

窓口の受付時間：平日の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

(4) 提出期限

平成30年6月29日（金）午後3時（必着）

## (5) その他

ア 提出された提案書等については、原則として提出後の差換え、変更、削除等を行うことは不可とする。なお、提出された提案書は返却しない。

イ 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること。辞退の場合は郵送可とする。

## 11 選考方法

提案書を審査するため、次のとおりプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者と次点者を選定する。提出者多数の場合は、第1次審査により4者以内に絞ることがある。また、提出者が1者のみの場合であっても、選定委員会において、選定の可否を決定する。

### (1) プレゼンテーションの開催日時及び開催場所

日程：平成30年7月18日(水)(詳細については、別途通知する。)

場所：●●市役所 ●●会議室

### (2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、1者あたり説明30分、質疑応答20分とする。提案書、プレゼンテーションの内容及び見積金額等について総合的に選考する。

### (3) 注意事項

ア プレゼンテーション当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ●●市が準備する。パソコン、その他説明に機器等が必要な場合は、参加者が用意すること。

イ 機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。

ウ プレゼンテーション用に別途資料を準備し当日配布(正本1部・副本10部)しても良いが、事前に提出した提案書の内容と著しく異なる内容のプレゼンテーションの場合は失格とし、評価対象としない。

エ 指定した時刻に遅れた場合は、失格となる場合がある。

オ プレゼンテーション会場のプロジェクターには、VGA端子(ミニD-sub15ピン)又はHDMIのケーブルを本市が用意する。持参したパソコンと接続することができる。

## 12 選考結果通知

選考結果は、最優秀提案者と次点者を●●市Webサイトに掲載するとともに参加者全員へ書面にて通知する。

## 13 契約に関する事項

### (1) 契約方法

ア 選定された最優秀提案者と契約の締結交渉を行う。

イ 前項の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、次点者と交渉を行うこととする。

### (2) 契約書

●●市財務規則に基づき作成する。

### (3) 契約手続き

本事業の契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するために、決定後は仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となる。

(4) 前金払い等

前金払いは、当該会計年度における出来高予定金額の 10 分の 4 以内、かつ、上限は 1 億円（複数会計年度の合計で 3 億円以内）とする。

部分払いについては、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造現場等にある工場製品に相当する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額とする。

(5) 免責

市は当該議案が市議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

14 留意事項

- (1) 本提案に要する書類作成及び調査等の費用については、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らしてはならない。
- (3) 担当者の連絡先を必ず明記する。
- (4) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。
- (5) 提出されたプロポーザル提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。
- (7) プロポーザル提案書の審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- (8) 参加表明書、資料、プロポーザル提案書等に虚偽の記載をした場合においては、●●市指名停止基準に基づく指名停止措置を行うことがある。

15 その他

本市が求める性能水準の詳細等は、「●●市防災行政無線デジタル化整備工事仕様書」に定める。

提案書受付後に日本国内で災害等が発生した場合、日程が変更となる場合がある。その場合は対象となる関係者へ改めて通知する。

16 事業担当課

●●市危機管理課 防災係

〒395-8501 ●●県●●市●●町●●●●番地

電話：●●●●-●●-●●●● 内線●●●●

ファクシミリ：●●●●-●●-●●●●

電子メール：●●●●@city. ●●●●. ●●●●. jp

担当：●●、●●

# ●●市防災行政無線デジタル化整備工事

## 選定評価基準書

平成 30 年 5 月 ●●市危機管理課

### 1 基本方針

●●市に設置した「●●市防災行政無線デジタル化整備工事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を選定するための基準を定める。

### 2 選定委員会

選定委員会の構成は下表のとおり。

役職	委員
委員長	危機管理部長
委員	危機管理課長 危機管理課課長補佐 総務文書課情報システム係長 秘書広報課長 秘書広報課広報広聴係長 総務省消防庁・災害情報伝達手段に関するアドバイザー（他の地方公共団体職員） 市民代表
委員兼事務局	危機管理課防災係員

### 3 審査概要

#### (1) 審査について

以下の２段階で評価を行う。

##### ア 第1次審査

企画提案書を評価する。提出者多数の場合は、評価点の高い上位4者程度を第1次審査通過者に決定する。

##### イ 第2次審査

第1次審査通過者に対してプレゼンテーション、価格提案書及び運用保守等に係る経費（15年間経費）の評価を行う。

#### (2) 配点について

下表のと通りの配点とする。

審査	評価項目	配点
第1次	企画提案書評価	350点



第2次	プレゼンテーション評価	50点
	価格提案書及び運用保守等に係る経費（15年間経費）の評価	100点
合 計		500点

(3) その他

各審査員は上記の評価点で評価し、各項目別に全審査員の平均点を求め集計する。

この評価点の計算過程において、小数点がある場合は小数点以下第1位を四捨五入する。

4 第1次審査

第1次審査では企画提案書の評価を以下のとおり行う。

(1) 採点と判断基準

「(別紙) 企画提案書記載項目一覧表」に則って作成された企画提案書の内容について、以下に示す5段階の評価を行う。

評価の判断基準は以下のとおりとする。

評価	採点	判断基準
A	5	提案内容に創意工夫があり、効果的な内容である。優れており十分満足できる。
B	4	提案内容に創意工夫がある。満足できる。
C	3	提案内容が普通である。
D	1	提案内容が乏しい、または劣っている。
E	0	提案内容が記載されていない。

(2) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。なお、各評価項目の内容は、「(別紙) 企画提案書記載項目一覧表」を参照のこと。

評価項目		加重	採点	最大評価点
1 基本事項 (30点)	1-1 事業者情報	1	5	5
	1-2 同報系防災行政無線整備実績	1	5	5
	1-3 基本方針	2	5	10
	1-4 実施体制	2	5	10
2 防災行政無線	2-1 防災行政無線の概要	1	5	5

整備 (105点)	2-2 耐災害性の向上	5	5	25
	2-3 電波伝搬調査等	3	5	15
	2-4 屋外拡声子局の配置等	5	5	25
	2-5 戸別受信機等の整備	5	5	25
	2-6 スケジュール	2	5	10
3 音達状況 (75点)	3-1 スピーカーの検討	5	5	25
	3-2 既存子局住民対応	5	5	25
	3-3 建物内伝達への対応	5	5	25
4 運用保守 (50点)	4-1 保守契約開始時期	2	5	10
	4-2 保守内容	4	5	20
	4-3 障害対応	4	5	20
5 その他 (40点)	5-1 システムの切り替え	4	5	20
	5-2 操作性・拡張性・将来性	3	5	15
	5-3 技術提案の有益性	1	5	5
6 自由提案 (50点)		10	5	50
企画提案書評価点				350

### (3) 企画提案書評価点の計算式

各評価項目の採点に各評価項目の加重を掛けることによって算出した数値の合計を「企画提案書評価点」とする。

以下に企画提案書評価点の計算式を示す。

$$\text{企画提案書評価点} = (\text{評価項目の採点} \times \text{評価項目の加重}) \text{の合計}$$

## 5 第2次審査

### (1) プレゼンテーション評価

プレゼンテーション評価は、企画提案者が行うプレゼンテーションに対して評価を行う。プレゼンテーション評価の判断基準及び評価項目等は以下のとおり。

#### ア 評価と判断基準

以下に示す3段階の評価を行う。

評価	採点	判断基準
A	5	内容が優れており満足できる。
B	3	内容が普通である。
C	1	内容が乏しい、あるいは劣っている。

イ 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目		加重	採点	最大 評価点
プレゼンテーション	業務目的の理解度	3	5	15
	提案内容の的確性・実現性・独創性	3	5	15
	説明	2	5	10
	質疑応答	2	5	10
プレゼンテーション評価点				50

ウ プレゼンテーション評価点の計算式

各評価項目の採点に評価項目の加重を掛けることによって算出した数値の合計を「プレゼンテーションの評価」とする。

以下にプレゼンテーション評価点の計算式を示す。

$$\text{プレゼンテーション評価点} = (\text{評価項目の採点} \times \text{評価項目の加重}) \text{の合計}$$

(2) 価格提案書及び運用保守等に係る経費（2023年～15年間経費）の評価

提案事業者から提案のあった提案価格及び運用保守等に係る経費（15年間経費）に対して評価を行う。（運用保守経費についてのみ、提案書提出時に内容について確認を行う。）

以下に提案価格及び運用保守等に係る経費（15年間経費）の評価点の計算式を示す。

$$\text{提案価格及び運用保守等の評価点} = \frac{\text{提案のあった中で} \quad \text{(提案価格+運用保守等に係る経費)の最低価格}}{\text{提案の(提案価格+運用保守等に係る経費)}} \times 100$$

※ただし、事業費の上限額に対して当市が予め定めた割合以下の価格提案をした場合は、価格点については一定の配点とするものとする。（上記の計算式に依らない）

6 優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者の決定

第1次審査と第2次審査の結果から評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点交渉権者とする。同点の場合は、企画提案書評価点が高い者を優先とする。



●●市 防災行政無線デジタル化整備工事 公募型企画提案書記載項目一覧表

平成30年5月 ●●市危機管理課

評価大項目	No.	評価項目	評価の基準	評価のポイント
1 基本項目	1-1	事業者情報	主任(監理)技術者の資格、実績	資格取得者の状況、実績の有無・件数
	1-2	同報系防災行政無線整備実績	●●総合通信局管内、国内における実績	同種工事の実績
	1-3	基本方針	提案の内容が仕様書の主旨に沿っていること。	多様(世代、障がい、言語、観光客等)な人々に情報が伝わることを念頭に置いた企画提案であること
	1-4	実施体制	現場代理人等の実績、用地交渉及び住民説明会等に向けた体制の検討	経験、人員、専従態勢の状況
2 防災行政無線整備	2-1	防災行政無線の概要	計画の具体性、適法性	提案の内容が各種法令等に準拠しているか。 ●●総合通信局の指導に則っているか。
	2-2	耐災害性の向上	風、雷、地震等に対する対策状況 電源、無線設備、伝送手段等の多重化	具体的な対策についての検討及び記載
	2-3	電波伝搬調査等	複雑な地形を考慮した電波伝搬に関する検討の有無	電波伝搬調査の実施状況(机上、実地) 地形特性を掌握しているか
	2-4	屋外拡声子局の配置等	居住域を網羅した計画 電波伝搬状況を最大限考慮した計画	市街地、住宅地、中山間地域に合わせた子局配置
	2-5	戸別受信機等の整備	適切な機種選定(機能) 更新時における他社との共通仕様化	更新する場合、他社のものでも対応可能であること
	2-6	スケジュール	5年間の整備計画	平準化された計画となっていること

評価大項目	No.	評価項目	評価の基準	評価のポイント
3 音達状況	3-1	スピーカーの検討	高性能スピーカーの検討 地形等に合わせたスピーカーの選択	音達エリアが現在よりも改善されていること 検討のための机上または実地調査の有無
	3-2	既存子局住民対応	子局廃止に伴う住民対応	対応に向けた態勢の検討 代替手段の構築または検討
	3-3	建物内伝達への対応	リスクが高い住民への対応検討の状況 スマホ等を活用した多様な手段の構築	具体的な提案の有無、及びその実現性
4 運用保守	4-1	保守契約開始時期	保守契約開始時期	保守契約の開始時期
	4-2	保守内容	毎年、全設備の点検を実施もしくは隔年	毎年、全設備の点検を実施もしくは隔年
	4-3	障害対応	緊急時の対応	対応拠点、社員の待機場所、●●市役所までの所要時間
5 その他	5-1	システム切り替え	切替時の具体的な計画	詳細な計画が立案されていること 万全の対策となっているか
	5-2	操作性・拡張性・将来性	複雑化したシステムでなく、使いやすく直感的に操作できるものになっているか。	既存のシステムとの連携について熟知しているか。 今後の拡張性について検討されているか。
	5-3	技術提案の有益性	仕様書に記載のない事項について、当市にとって有益な提案がなされたか	提案数
6 自由提案			当市の情報伝達における課題解決に向けた提案	優れた提案であるか。斬新性、将来性

# ●●市防災行政無線デジタル化整備工事 仕 様 書

平成 30 年 5 月 ●●市危機管理課

## 1 最低限の性能水準

### (1) 設計の原則

設計にあたっては、装置がこの仕様に照合して最適の構造および性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるよう配慮して行うこと。

ア 運用に際して最適の機能を有するものであること。

イ 堅牢にして長期間の使用に十分耐え得るものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。

ウ 清掃、点検、調整および修繕が容易に行える構造であり、かつ、これらに際して危険のない構造のものであること。

### (2) 環境条件

本施設の使用設備は、下記の環境条件でも異常なく機能すること。

・周囲温度 $-10^{\circ}\text{C}\sim+50^{\circ}\text{C}$ （但し、購入品はカタログ準拠とする）

（屋内機器は $0^{\circ}\text{C}\sim+40^{\circ}\text{C}$ ：但し、0A 機器はカタログ準拠または $+5^{\circ}\text{C}\sim+30^{\circ}\text{C}$ ）

・ $+35^{\circ}\text{C}$ における相対湿度 90%

・国土交通省指定の基準風速の荷重に耐えること。

・屋外に設置する機器は、風雪、塩害及び直射日光に対して支障なく動作すること。

・「4 準拠法令及び基準」に示す『(4)電気通信設備工事共通仕様書第3編第3章設備の耐震基準』に基づき設置すること。

### (3) 電氣的必要条件

ア 電気回路には、過電流に対する保護装置または、保護回路を設けること。

イ 電源電圧は、 $\text{AC}100\text{V}\pm 10\%$ の範囲内で変化しても安定して作動すること。

ウ 親局電源部に高性能避雷器を設置すること。

エ 子局電源部に自動電源耐雷装置を設置すること。

### (4) 銘板表示

各装置には、品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社を銘板にて標示すること。

### (5) 導入する施設の仕様の概要

ア 本施設は、親局（市役所内に設置）および遠隔制御装置（●●●●●、●●●●●及び●●●●●）から、中継局（●●●●●・●●●●●に設置）を経由して市内に分散配置した屋外拡声子局ならびに戸別受信機を介し、屋内外にいる住民に情報を伝達するためのデジタル同報無線系設備で構成する。

- イ 緊急時など、登庁することなく電話機から告知が行える制御装置を設置するものとする。
- ウ 告知を聞き漏らした住民が、NTT 回線を使用して告知内容を確認することができる自動電話応答装置（運用に支障がない場合は同等のクラウド型システムでも可）を設置するものとする。
- エ 市役所に設置する無線送受信装置は、市内に設置する子局設備向けの同報波を出力するものと、●●●●中継局向けのアプローチ波を出力する2台を設置するものとし、新設する操作卓へ接続の上、制御等が行えるものとする。
- オ 大災害時、市役所設置の設備が使用出来ない事を想定し、●●●●庁舎に非常用親局装置を設置するものとする。なお、非常用親局装置は市内向けと●●●●中継局向けの2台を設置することとする。
- カ 設置する戸別受信機は、IC録音付の標準タイプを基本とする。なお、IC録音付の標準タイプとは、総務省消防庁が平成30年3月に公表した「防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会報告書」に記載の「戸別受信機の標準的なモデルの仕様書例」に沿ったものであること。（次期更新時、他メーカーの戸別受信機でも対応可能なこと。）
- キ 市内の居住地域の屋外において屋外拡声子局による告知が聞こえるように、屋外拡声子局を再整備すること。また、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域の希望する全世帯（概数については本書最終ページに記載）に対しては、戸別受信機又は無線型受信機を無償貸与する。その配布・設置等（屋外アンテナが必要な場合はその取り付けも含む）についても受注者が行うこと。ただし●●●●地域は、原則全戸戸別受信機とすること。
- ク 工事期間中は、既設アナログ子局とデジタル子局が混在するため、更新する操作卓からアナログ・デジタルの区別なく一体的な告知（いわゆる一卓運用）を行えるものとする。
- ケ J-ALERT で配信される緊急情報や音声合成により告知する際の文字情報を各種情報伝達媒体へ配信が行える情報配信システムを設置するものとする。（既に運用している株式会社●●●●●・システム名：●●●●への連携でも可）
- コ 市役所本庁舎と●●●●地域を結ぶ回線は、新たに無線中継回線（●●●●中継局向けのアプローチ波）を設けるものとし、既存の自営回線（光ケーブル）及びVPN回線（NTT回線）を併用するものとする。その際には、信頼性、経済性を考慮し、適切な無線回線を構築すること。また、回線異常時には直ちに別回線に自動的に切り替える事ができるものとする。
- サ 現行の屋外拡声子局（●●●●基）を削減し、反響を極力減少させるように子局を配置すること。
- シ スピーカーについては、地形等にあわせて高性能スピーカーや無指向性スピーカー等も導入することとし、子局削減の経済効果と拡声音の明瞭性向上を図ること。
- ス アンサーバックは原則必要としない。ただし、●●●●地域及び●●●●地域は孤立する可能性があることから整備費用及び維持経費を明記した上で最小限の提案をすることも可とする。

## （6）運用について

- ア 強制割り込み機能により、本庁から、他の告知に優先して告知ができること。
- イ 本庁から、全域、任意の地区、子局を指定して告知できること。
- ウ マイクにより屋外拡声装置の自局告知が行えること。
- エ 音楽ファイルを再生できること。（例：●●●●市市歌）
- オ テキストを音声に変換し出力できるソフトを組み込み、明瞭性向上と操作性向上を図ること。



- カ いいだ安心ほっとライン（IP 音声告知端末・榎飯田ケーブルテレビ）と連携を図ること。
- キ 操作卓の更新に合わせて、●●エフエム放送(株)への緊急自動割り込みの運用を開始できるようにすること。（納入済業者：●●●●●●●●●●）
- ク 戸別受信機及び無線型受信機の無償貸与に伴い、製造番号・世帯主名等を管理するためのシステムを納品すること。
- ケ ●●●●地区については、それぞれ定時告知（例：時報・お知らせ等）が行えること。

## 2 提案を求める事項

本業務に係るプロポーザル参加が認められた者は、以下の要領で提案書（任意様式）を作成し、市危機管理課に持参の上、提出すること。

### (1) システムの構成・機能

- ア システム構成概要
- イ 機器構成イメージ図
- ウ 全体図、機器概要図、通信仕様等、提案内容が具体的かつわかりやすく記載されたものであること。
- エ 「1 最低限の性能水準」への対応状況及び提案する完成後の状況・機能

### (2) 置局計画等

- 基地局、中継局、再送信子局等置局計画
- デジタル同報無線システムの変調方式は、60MHz 16QAM 方式とする。

### (3) 屋外拡声子局置局計画

- 置局は既設子局位置又は出来る限り公共的な施設へ設置すること。

### (4) 施工計画

- ア 2018 年度から 2022 年度まで 5 ヶ年の各段階における整備計画について整理し、提示すること。（様式 7-2 及び提案書）
- イ 既設アナログ同報系防災行政無線システムからの切り替えに関する方針・計画等を提示すること。
- エ 既設アナログ同報系防災行政無線システム撤去に関する方針を提示すること。
- オ 整備期間中における地元業者の活用に関する方針を提示すること。

### (5) 維持管理計画

- システム整備中及び事業完了後の全体の維持管理計画やその体制について提示すること。
- 特に、異常発生時や緊急時の対応、設備点検・部分更新要領、維持管理コスト縮減方法等について提示すること。

### (6) 事業費（予算）

- 千円以内（消費税・地方消費税を含む）
- 上記金額を超える見積は、審査の対象外とする。なお、最低制限価格は設定しない。

### (7) 経費の見積

様式7-1、様式7-2及び見積書に記載し、下記事項に留意すること。

- ア 2018年度から2022年度までの各年度の整備費用を明示すること。(休工や繰り上げ整備することは認めない。また、初年度は●●●●千円の範囲内とする。)
- イ 構成内容や員数等の想定情報がわかるよう記載すること。記載しにくい場合は別紙注記でもよい。
- ウ 整備費用の記載項目は以下の区分とすること。(様式7-1)
  - (ア) 親局の機器・整備費(本庁、●●●●庁舎)
  - (イ) 中継局の機器・整備費
  - (ウ) 再送信子局の機器・整備費
  - (エ) 屋外拡声子局の機器・整備費
  - (オ) 戸別受信機・無線型受信機の機器・整備費
  - (カ) 戸別受信機・無線型受信機の各世帯への設置費
  - (キ) システム連携に関する経費
  - (ク) その他(共通仮設費等)
  - (ケ) 既存設備の撤去費用(各世帯の戸別受信機の処分費用を含む)

### (8) 整備費用に含まないが、審査の対象となる項目

- ア システム整備後の全体の維持管理計画やその体制について提示すること。
- イ 異常発生時や緊急時の対応(拠点施設、社員の待機場所、●●市役所到着までの時間等)、設備点検・部分更新要領、維持管理コスト縮減方法等について提示すること。
- ウ 維持管理費用(施設整備後15年間の年度毎)についても様式8及び提案書に記載すること。
  - (ア) 保守点検費用、再免許申請費用、電波利用料、運用ソフト(必要であれば)の経費等の構成に分類して計上すること。想定状況がわかるよう記載すること。
  - (イ) 年度毎の費用、その内訳が分かるように計上すること。(様式8及び提案書)

## 3 事業者の選定にあたり●●市が特に重視する事項

- (1) 最悪の事態が発生しても、情報伝達手段が運用でき、市民に情報配信ができること。
- (2) 多様な媒体に対して簡単に操作ができかつ一斉に配信できること。
- (3) 屋外拡声子局を削減しても、音達状況が大きく変化しないこと又は対策が講じられていること。
- (4) 市民目線で整備後を検証した場合、現状よりも確実に情報伝達が改善(聞こえる、聞き取りやすくなっている、わかりやすい)されていること。
- (5) 整備費用及び維持経費が必要最小限に抑えられていること。

## 4 準拠法令及び基準

本事業の設計、機器製作、工事については、次に掲げる法令等に準拠したものとする。

- (1) 電波法及び同法関係規則
- (2) 有線電気通信法及び同法関係規則
- (3) 電気設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)

- (4) 電気通信設備工事共通仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 建築基準法及びこれに基づく施行令
- (7) 電波産業会標準規格(ARIB STD-T86 3.0版)
- (8) 日本工業規格(JIS)
- (9) 日本電気工業会標準規格(JEM)
- (10) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (11) 日本電線工業会規格(JCS)
- (12) 雷害対策設計施工要領(案)・同解説(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修)
- (13) その他関係法令、条例、規則等

## 5 戸別受信機・無線受信機(緊急告知ラジオ)概数

地区名	無線型受信機 (緊急告知 ラジオ)	戸別受信機			備考
		本体	うち ロッドアンテナ	うち ダクトポールアンテナ	
	本書では省略				
予備					
計					

(様式1)

年 月 日

●●市長 様

## 参加表明書

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

⑩

下記の業務に係るプロポーザル方式による提案書の募集について参加したいので、本書及び下記の添付書類を添えて申請します。

### 記

1 事業名 ●●市防災行政無線デジタル化整備工事

### 2 添付書類

- (1) 参加資格確認書 (様式2)
- (2) 会社概要書 (様式3)
- (3) 導入実績書 (様式4) (実績証明、参考資料添付)
- (4) 経営事項審査通知書の写し
- (5) 建設業許可書の写し
- (6) 電波法による点検事業者登録証の写し
- (7) 配置予定の現場代理人、主任 (監理) 技術者 (工事) の職歴証及び資格者証の写し

以 上

(様式2)

年 月 日

## 参加資格確認書

●●市防災行政無線デジタル化整備工事に係る提案参加資格としての下記の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- 2 ●●市の●●年度建設工事の入札参加資格を有するものであること。
- 3 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営審査事項結果の電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。
- 4 主任(監理)技術者を専任で配置できること(工場での無線設備・機器の製作を除く)。なお、当該配置する技術者は、本参加資格確認書の提出のあった日において、当該者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 5 ●●市からの指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 6 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項による点検事業者(登録点検事業者の資格を有するもの)の登録を受けていること。
- 7 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- 8 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- 9 過去15年間(20●●年度～20●●年度)において、市町村デジタル同報系防災行政無線システムを元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成・引渡しをした施工実績(財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(CORINS)に登録されたものに限る。)を有し、かつ信越総合通信局管内での実績を有すること。
- 10 ●●市暴力団排除条例(平成●●年●●市条例第●●号)を遵守し、市の契約等から排除する措置の対象となる者に該当しないこと。

●●市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

(様式3)

## 会 社 概 要 書

会 社 名	
代表者職・氏名	
本社所在地	
電 話	
ファクシミリ	
設立年月日	
資 本 金	千円
前年度売上高	千円 ( 年度)
従 業 員 数	人 ( 年 月 日現在)
業 務 内 容	

[担当者の連絡先]

支店等の名称	
所 属	
担 当 者 名	
所 在 地	
電 話	
ファクシミリ	
電子メールアドレス	

※注 会社概要パンフレット等を添付

(様式4)

## 導入実績書

会社名 \_\_\_\_\_

※過去15年以内(20●●年度～20●●年度)に市町村デジタル同報系防災行政無線システムを完成した工事実績を5件までかつ●●総合通信局管内における実績は必ず記載のこと。なお、「工事名称等」の欄に工事名の他、使用した周波数帯及び同報系等のシステム構成がわかる記載を併せて記入すること。

番号	自治体名・金額・年度等	工事名称等
1	自治体名：	
	請負金額：	
	実施年度：	
2	自治体名：	
	請負金額：	
	実施年度：	
3	自治体名：	
	請負金額：	
	実施年度：	
4	自治体名：	
	請負金額：	
	実施年度：	
5	自治体名：	
	請負金額：	
	実施年度：	

※注 上記工事の契約書の写し(工事名、金額等が分かるもの)及び情報端末・戸別受信機・高性能スピーカー等のカタログ等仕様のわかるものの写しを添付

20●●年度～20●●年度 防災行政無線整備工事等	件(上記件数も含める)
------------------------------	-------------



(様式5)

年 月 日

## 質 問 書

会 社 名 \_\_\_\_\_  
担 当 者 名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
E - mail \_\_\_\_\_

「●●市防災行政無線デジタル化整備工事」のプロポーザルについて、次のとおり質問します。

質問項目	内 容

(※質問に際しては「実施要領中、●ページ、●行」などと具体的に記入)

※注1 質問書は、H30.5/9～5/29 15:00までに電子メール(●●●●@city.●●●●.●●.jp)へ送付

※注2 件名は「【質問:○○○○】●●市防災行政無線デジタル化整備工事」※○○○○は会社名

※注3 送信後、電子メール着信を●●市危機管理課に電話で確認のこと。

(様式6)

年 月 日

●●市長 様

## 辞 退 届

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

記

「●●市防災行政無線デジタル化整備工事」のプロポーザルに参加を表明していましたが、都合により辞退しますので届けます。

連絡先

部署名：

担当者名：

電話：

(様式7-2)

### 年度別事業概要提案書

(消費税別・単位：千円)

会社名：

--

総事業費\年度別事業費		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
		0	0	0	0	0
事業内容	親局整備概要					
	事業費					
	中継局整備概要					
	事業費					
	再送信子局整備概要					
	事業費					
	戸別受信機等整備概要					
	事業費					
	システム連携等整備概要					
	事業費					
	既存設備撤去概要					
	事業費					
	間接工事費					
	事業費					
備考						
調整						

